

専門委員会規定

第一章 総則

第1条 この規定は、香川県バレーボール協会規約第32条及び第33条に基づき、専門委員会に関する必要な事項を定める。

第2条 前条の専門委員会として、次の委員会を設置する。

- (1) 競技委員会
- (2) 指導普及委員会
- (3) 強化委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 総務委員会
- (6) その他目的達成に必要な委員会

第二章 所管事項

第3条 この委員会は、理事会または常任理事会の付託を受けて、次の事項について審議しこれを処理する。

- (1) 競技委員会は、競技会の開催日程及び会場の調整、競技の運営、JVA-mrs登録に関する事項の処理にあたる。
- (2) 指導普及委員会は、調査研究、講習会・研修会の開催等、競技人口の拡大や指導者の育成に関する事項の処理にあたる。
- (3) 強化委員会は、チーム及び選手の強化育成や、技術の向上等に関する事項の処理にあたる。
- (4) 審判委員会は、審判員の養成・審判資格の認定等審判技術の向上及び、審判員の派遣、各種大会のJVIS運営等に関する事項の処理にあたる。
- (5) 総務委員会は、役員及び組織全般に関する管理、規約及び規定等に関する管理、顕彰等の事業の企画・運営に関する事項の処理にあたる。

なお、「本会の歩み」のできごと欄の記載内容は、理事長が次の三点をふまえて年度末に作成する。

- ① 大会の中止及び新たな大会の開始があった。
- ② JVA主催大会等でベスト4以上の成績を取めたチームがあった。
- ③ 国レベルのスポーツ顕彰を県協会関係者（団体を含む）が受けた、また県協会としての新たな取り組みが始まったなど後世に伝えておきたいできごとがあった。

第三章 委員

第4条 各委員会の委員長は、常任理事会の推薦により県会長がこれを委嘱する。

第5条 各委員会の委員は、各部会の推薦により理事となり、県会長がこれを委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表して委員会の会務を掌理する。

第四章 任期

第7条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第五章 会議

第8条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第10条 緊急を要するため、委員会に付議することが困難な場合は、委員長がこれを決定する。但し、次の委員会に報告して承認を得なければならない。

第11条 会長・副会長・理事長は、委員会に出席して意見を述べることができる。また、各委員長・各部長も必要に応じて出席して意見を述べることができる。

第六章 規定の変更

第12条 この規定は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則 この規定は、平成20年12月6日から施行する
平成23年 4月10日 一部改正